

用途	規模 (次のいずれかに該当するもの)	報告の時期
劇場、映画館及び演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・300㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ・客席部分が200㎡以上のもの ・主階が1階にないもの 	平成28年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂及び集会場(200㎡以上の室を有するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・300㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ・客席部分が200㎡以上のもの 	
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店及び飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの 	
遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ・2階が500㎡以上のもの 	
百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ・2階が500㎡以上のもの 	
展示場 (当該用途が避難階のみのものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000㎡以上のもの ・2階が500㎡以上のもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの 	
百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店及び遊技場の2以上の用途に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500㎡を超えるもの 	
ホテル及び旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ・2階が300㎡以上のもの 	平成29年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日
学校並びに学校に付属する体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡を超えるもの 	
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡以上 ・3階以上が100㎡を超えるもの 	
病院及び診療所 (患者の収容施設のあるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・300㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの 	平成30年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの 	
高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・2階が300㎡以上のもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの 	
高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、厚生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス(自立訓練または就労移行支援を行う事業所に限る)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ・2階が300㎡以上のもの 	
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡を超えるもの ・3階以上及び地階が100㎡を超えるもの 	

※(㎡は当該用途に供する部分の床面積の合計)

平成28年6月の政令改正により新たに対象建築物となるものに限っては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までを初回とし、それ以降は平成31年度から3年ごとの報告